

津山市国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
国民健康保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料の減免額**は、**減免対象保険料額**（ $A \times B/C$ ）に**減免割合**（D）をかけた金額です。

減免対象の保険料額（ $A \times B/C$ ）

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

主たる生計維持者（世帯主）の前年の合計所得金額に応じた減免割合（D）

- 300万円以下の場合：全部(10分の10)
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

【お問い合わせ先】

〒708-8501 津山市山北520番地

津山市 環境福祉部 医療保険課 国民健康保険係

電話：0868-32-2071（直通）メールアドレス：iryauhoken@city.tsuyama.lg.jp

減免に関する情報は、市ホームページで

新型コロナ 減免

検索

※裏面もご覧ください

◎ 減免対象となる保険料

令和元年度分：令和2年2・3月分

令和2年度分：令和2年4月～令和3年3月分

※ 令和2年2月1日以降に、令和2年1月以前へ遡って加入した部分の保険料は対象となりません。

◎ 減免に係る減少判定の対象となる収入

事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入

◎ 申請に必要な書類等

1 昨年1年間（令和元年中）の収入がわかるもの

給与収入の方：源泉徴収票

それ以外の方：確定申告書の写し、収支内訳書等

2 今年（令和2年）の1月以降の収入がわかるもの

給与収入の方：毎月の給与明細等

それ以外の方：毎月の売上帳簿等

※ 保険等による補てんを受けた場合はその金額がわかるもの（特別定額給付金等は含みません）

3 事業等の廃止や失業の場合は、事業廃止届や雇用主による証明

4 その他

・ 令和2年度国民健康保険料納入通知書

・ 保険証または運転免許証 ・ 印鑑（認め印可）

【ご注意】

次の方は、新型コロナウイルス感染症による減免の対象となりません。

- ・ 非自発的失業による軽減の対象となる場合
- ・ 世帯内に所得未申告者がいる場合 等

郵送での手続きをご希望の場合は、申請書類をお送りいたしますので、ご連絡ください。（※連絡先表面。市のホームページからもダウンロードできます）